

岐 阜 県 公 報

目 次

規 則

岐阜県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(地域福祉国保課) 七六一^{ページ}

告 示

保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知

(治 山 課) 七六一

岐阜県土地利用基本計画の変更

(都 市 政 策 課) 七六一

公 示

平成二十三年歯科技工士国家試験の実施

(医 療 整 備 課) 七六三

指定自立支援医療機関の指定

(保 健 医 療 課) 七六四

指定自立支援医療機関の変更届出

(同) 七六四

県営土地改良事業の換地計画の決定

(農 地 計 画 課) 七六四

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都 市 政 策 課) 七六五

岐阜都市計画の図書の縦覧

(同) 七六七

開発行為の工事の完了

(建 築 指 導 課) 七六七

規 則

岐阜県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四百号

岐阜県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則（平成十七年岐阜県規則第四百二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「及び第二号に掲げる額の合計額」を「に掲げる額」に改める。

第六条中第九号を削り、第十号を第九号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の規定は、平成二十二年年度分の予算に係る県調整交付金から適用する。

第 二 千 二 百 九 号
平 成 二 十 二 年 十 二 月 十 七 日

(金 曜 日)

告示

岐阜県告示第六百一十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年十二月十七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 下呂市三原字ヒカゲヒラ五四三の一、火打字小屋ケ洞七一五、字野多押七四八の一、金山町金山字上谷七八〇の七五
 - 二 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字小屋ケ洞七一五（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百一十二号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項の規定により定められた岐

岐阜県告示第五百四十九号）を変更したので、同条第十四項において準用する同条第十三項の規定により次のとおり告示する。
なお、当該関係図書は、岐阜県都市建築部都市政策課及び関係振興局並びに関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十二月十七日

岐阜県知事 古田 肇

基本計画図の一部を次のように変更する。

変更した地域	市町名	変更した地区	変更内容
各務原農業地域	各務原市	鷺沼三ツ池町一丁目的一部、各務山の前町一丁目的一部	六ヘクタールの縮小
各務原農業地域	各務原市	鷺沼朝日町三丁目的一部	七ヘクタールの縮小
各務原農業地域	各務原市	那加萱場町一丁目から五丁目までの一部、那加緑町三丁目及び四丁目	一八ヘクタールの縮小
各務原農業地域	各務原市	那加柄山町の一部	六ヘクタールの縮小
各務原農業地域	各務原市	那加山崎町の一部	三ヘクタールの縮小
各務原農業地域	各務原市	テクノプラザ三丁目的一部、須衛町四丁目及び六丁目の一部	一〇ヘクタールの縮小

公 示

平成二十三年歯科技工士国家試験の実施

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第一号）附則第二条の規定により、平成二十三年歯科技工士国家試験を次のとおり実施しますので、歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）第六条の規定により公告します。

平成二十二年十二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験期日

- 1 学説試験 平成二十三年二月二十一日（月） 午前九時から午後三時まで
- 2 実地試験 平成二十三年二月二十二日（火） 午前九時から午後三時三十分まで

二 試験場所

岐阜市野一色四丁目一一番二号
岐阜県立衛生専門学校

三 試験科目

- 1 学説試験
 - 歯科理工学
 - 歯の解剖学
 - 顎口腔機能学
 - 有床義歯技工学
 - 歯冠修復技工学
 - 矯正歯科技工学
 - 小児歯科技工学
 - 関係法規
- 2 実地試験
 - 歯科技工実技

四 受験資格

- 1 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者（平成二十三年三月三十一

日までに卒業する見込みの者を含む。）

- 2 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成二十三年三月三十一日までに卒業する見込みの者を含む。）

- 3 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者

- 4 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

五 受験手続

試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類を添えて提出してください。

1 受験資格を証明する書類

- (一) 四の1又は2に該当する者であるときは、卒業証明書又は卒業見込証明書（卒業見込証明書を提出した者は平成二十三年三月八日（火）までに卒業証明書を提出してください。）
- (二) 四の3に該当する者であるときは、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類
- (三) 四の4に該当する者であるときは、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類
- 2 写真（出願前六か月以内に脱帽で正面から撮影した縦六センチメートル、横四センチメートルのもので、その裏面に（シギ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載したもの）

受験手数料は、三万六千円とし、受験手数料の額に相当する岐阜県収入証紙を受験願書にはり付けてください。この場合、収入証紙は消印しないでください。

受験に関する書類の提出期間及び提出場所

平成二十三年一月四日（火）から同月十三日（木）までの間に〒五 八五七 岐阜市数田南一 一 岐阜県健康福祉部医療整備課に提出してください。ただし、郵送による場合は、同年一月十三日（木）までの消印のあるものに限り受け付けます。

八 合格発表

試験の合格者は、平成二十三年三月二十三日（水）午前十時に、岐阜県庁前の掲示板に受験番号を掲示し発表するとともに、本人あて合格証書を交付します。

九 試験結果の提供

平成二十三年歯科技工士国家試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

平成二十三年歯科技工士国家試験の学説試験科目別得点

2 提供期間

合格発表の日から一か月間

3 提供する場所

個人情報総合案内窓口（県庁二階） 電話 五八 二七二 一一三八

4 提供を受けるために必要な書類

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十 その他

1 受験願書は、岐阜県健康福祉部医療整備課で交付します。

なお、郵送を希望する者は、あて先を明記し、百二十円分の返信用切手をはった角二号の返信用封筒を同封して請求してください。

2 この試験について不明な点は、岐阜県健康福祉部医療整備課（電話 五八 二七二 一一一一 内線二五二八）に問い合わせてください。

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十二年十二月十七日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの

（病院又は診療所）

名称	所在地	自立支援医療を担当す	自立支援指定
----	-----	------------	--------

操外科病院	岐阜市四屋町四三	脳神経外科	医療の種類	年月日
			精神通院	平成 三・三・一

(薬局)

名称	所在地	自立支援医療の種類	年月日
ヒロミ薬局あおき店	可児市下切三八一一	精神通院	平成 三・三・一
ユタカ薬局大垣旭町	大垣市旭町二一一	精神通院	平成 三・三・一
いもじや薬局	関市鑄物師屋六一五五	精神通院	平成 三・三・一

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十二年十二月十七日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの

(薬局)

名称	所在地	自立支援医療の種類	年月日
中部薬品多治見中央薬局	多治見市前畑町三三三一	精神通院	平成 三・三・一

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業谷汲地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成二十二年十二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

平成二十二年十二月十七日から
平成二十三年一月二十四日まで

二 縦覧場所

揖斐川町役場

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年十二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市山岡町大字原の一部（原（2））

三 調査を行った期間

平成十三度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市（山岡町大字原の一部）の地籍図
岐阜県恵那市（山岡町大字原の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十二年十二月十七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年十二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

本巢市

二 調査を行った地域

岐阜県本巢市根尾能郷の一部（能郷）

三 調査を行った期間

平成十三年度から平成二十二年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県本巢市（根尾能郷の一部）の地籍図
岐阜県本巢市（根尾能郷の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十二年十二月十七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年十二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

下呂市

二 調査を行った地域

岐阜県下呂市金山町福来の一部（福来5）

三 調査を行った期間

平成十五年度から平成二十年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県下呂市（金山町福来の一部）の地籍図
岐阜県下呂市（金山町福来の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十二年十二月十七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年十二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

下呂市

二 調査を行った地域

岐阜県下呂市金山町福来の一部（福来7）

三 調査を行った期間

平成十七年度から平成二十年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県下呂市（金山町福来の一部）の地籍図

岐阜県下呂市（金山町福来の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十二年十二月十七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年十二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

高山市

二 調査を行った地域

岐阜県高山市上宝町蔵柱の一部（蔵柱上）

三 調査を行った期間

平成十九年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県高山市（上宝町蔵柱の一部）の地籍図

岐阜県高山市（上宝町蔵柱の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十二年十二月十七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年十二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

下呂市

二 調査を行った地域

岐阜県下呂市馬瀬堀之内の一部（堀之内）

三 調査を行った期間

平成十三年度から平成二十年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県下呂市（馬瀬堀之内の一部）の地籍図

岐阜県下呂市（馬瀬堀之内の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十二年十二月十七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

<p>開発許可(変更許可)番号及び年月日</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる地域</p>	<p>公共施設の種類</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>
<p>平成二十二年十二月十七日</p> <p>一 調査を行った者の名称 土岐市</p> <p>二 調査を行った地域 岐阜県土岐市妻木町の一部(妻木第2)</p> <p>三 調査を行った期間 平成十八年度から平成二十一年度</p> <p>四 地図及び簿冊の名称 岐阜県土岐市(妻木町の一部)の地籍図 岐阜県土岐市(妻木町の一部)の地籍簿</p> <p>五 認証年月日 平成二十二年十二月十七日</p>	<p>岐阜県知事 古田 肇</p>	<p>岐阜県知事 古田 肇</p>	<p>岐阜県知事 古田 肇</p>	<p>岐阜県下呂市(馬瀬川上の一部)の地籍図 岐阜県下呂市(馬瀬川上の一部)の地籍簿</p> <p>五 認証年月日 平成二十二年十二月十七日</p> <p>岐阜都市計画の図書の縦覧</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p>平成二十二年十二月十七日</p> <p>岐阜県知事 古田 肇</p> <p>一 都市計画の種類及び名称 岐阜都市計画道路 三・五・五十九号 鹿島町六条線 三・六・六十号 真砂島田線 三・五・七十六号 市橋今嶺線</p> <p>二 縦覧場所 岐阜県都市建設部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課</p> <p>開発行為の工事の完了</p> <p>次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公示する。</p> <p>平成二十二年十二月十七日</p> <p>岐阜県知事 古田 肇</p>

岐阜県指令岐建築第二二号の二一 平成三二・一・一四	羽島市上中町沖字石戸一三三三九番三	道路	開発登録簿による	羽島市上中町沖二三四七番地一 鈴木 隆
同岐建築第二二号の二五 同二二・一〇・二〇	同 市正木町新井字二丁目四五九番五	道路	同	一宮市大和町馬引字郷成亥二二〇八番地 AZBeans 五 D 澁 谷 比 早 子
同岐建築第二二号の七 同二二・九・二一	瑞穂市横屋字中吹四六二番一及び四六三番一	道路、消防の用に供する貯水施設	同	瑞穂市森六五九番地の二 株式会社ハヤシハウジング 代表取締役 林 仁 美
同西建築第六一号の二 同二二・七・二八	不破郡垂井町綾戸字荒越八七一番二	道路	同	大垣市寿町三三番地 大安建設株式会社 代表取締役 稲 川 哲 彦
同西建築第五一号の二 同二二・一・二八 同西建築第六六号の九 同二二・一一・二二二	同 郡同 町字戸海九三九番一、九三九番二から九三九番一五まで、九五一番一、九五一番三、九五一番四及び垂井町所管法定外公共物(道路)	道路、公園	同	不破郡垂井町府中二二三三 高木建設株式会社 代表取締役 高 木 隆 彦
同西建築第六二号 同二二・八・六	安八郡神戸町大字神戸字昭和一一四二番	道路	同	安八郡神戸町大字神戸一一一九番地の一 有限会社アイケン 代表取締役 飯 沼 満
同東建築第六一号 同二〇・一一・二一 同東建築第六二号の三 同二〇・一一・一八 同東建築第五四号の四 同二一・八・三 同東建築第六〇号の二 同二二・一〇・二六	中津川市加子母字東方賀五三七一番一七外四九筆	道路、緑地、下水道、消防の用に供する貯水施設	同	中津川市加子母字東方賀五三七一番一九 森の合板協同組合 代表理事 井 上 篤 博
同東建築第五二号の四 同二二・三・三 同東建築第五四号の九 同二二・四・二三 同東建築第六〇号の三 同二二・一一・二二	恵那市大井町字佐渡一八〇番一外五九筆及び恵那市所管法定外公共物(道路及び水路)	道路、下水道、水路	同	岐阜県恵那市大井町一八〇番地一 株式会社パロ一 代表取締役 田 代 正 美

平成二十二年十二月十七日発行

発行者 岐阜市数田南一丁目一番一号

発行所 岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ一

ビー・アール・テクノセンター